別記様式第１号の２（第３条関係）（第５１条の８関係）

消防計画作成（変更）届出書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　丹波篠山市消防長　様防火 　　　 管理者防災　　　 　住　所　　　　　　　　 　　　　　　　氏　名　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　防火防災別添のとおり、 　　　 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。　 |
| 管理権原者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） |  |
| 防火対象物又は　　　　　　の所在地建築物その他の工作物 |  |
| 防火対象物又は　　　　　　の名称建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の名称） |  |
| 防火対象物又は　　　　 の用途建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１(　　　) 項　　 |
| その他必要な事項（変更の場合は、主要な変更事項） |  |
| ※　受　付　欄 | ※　経　過　欄 |
|  |  |

備考

　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

「防火

防災」

　２　　　　　の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

　３　※印の欄は記入しないこと。

消防計画書

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、「　　　　　　　　　　」

における防火管理について必要な事項を定め、火災その他災害の予防及び建物

使用者等の生命、身体の安全と被害の軽減を図ることを目的とする。

（計画の適用範囲）

第２条　この計画は、「　　　　　　　　」の使用者並びに建物に出入する全て

の者に適用する。

（共同防火管理）

第３条　管理権原が異なる複数の事業所等を有する対象物については、管理権原

者全員が構成員となる協議会を設置し、統括防火管理者を選任する。

（防火管理者の権限と業務）

第４条　防火管理者は、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の

業務を行う。

（１）消防計画の作成、変更等の届出事務

（２）建物、火気使用設備器具、消防用設備等の点検、検査及び指導監督

（３）消火、通報、避難訓練等の企画実施

（４）火気使用制限、禁止及び指導監督

（５）定員厳守と安全管理の指導監督

（６）消防本部との連絡協調

（７）管理権原者に対する助言及び報告

（８）防火管理台帳の作成と記録保持

（９）その他防火管理に必要な業務

（自衛消防組織と任務分担）

第５条　自衛消防組織表は、次のとおりとする。

（１）通常の場合

　　　名

初期消火

通報・連絡

避難誘導

副隊長

各勤務者

自衛消防隊長

　☆勤務者が多い場合は別紙により自衛消防組織表を作成する。

（２）夜間等で勤務者が少ない場合の自衛消防組織表については別紙により作

成する。

（３）無人時の対策

〇　巡回警備、移報警備により警備会社へ委託する。

　　　〇　付近の勤務者又は住民に委託する。

　　　委託先名　　　　　　　　　　　　　　　　　☎

　　　責任者名

（点検）

第６条　建物、火気使用設備器具、危険物施設、電気設備器具及び消防設備等の

点検は次により実施する。

（１）別紙日常点検実施要領により実施するとともに、点検結果を自主チェッ

ク表に記録し保管する。

（２）消防用設備等の法定点検（６ヵ月ごとに外観点検及び機能点検、１年ごとに総合点検）を行い、その結果を(　　)年に１度消防本部に報告する。

（３）管理権原者は、不備欠陥等を認めたときは、早急に改修等を図る。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|   | 　  |   | 　  |
|   |  |  屋内消火栓 |  |
|   |  |   |  |
|  屋外消火栓 |  |   |  |
|   |  |   |  |
|  漏電警報器 |  |   |  |
|   |  |   |  |
|  ガｽ漏れ火災警報設備 |  |   |  |
|   |  |   |  |
|   |  |  |  |

（火気管理及び火気使用時の遵守事項）

第７条　火気等を使用する者は、次の事項を遵守する。

（１）下記のとおり火元責任者を定め、喫煙、裸火、厨房、ボイラー、ストー

ブ等の火気の取扱及び後始末の管理を行うとともに、火気使用設備器具の

周囲は常に整理整頓する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　  | 　 | 　  | 　 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　　○　その他の部分は、防火管理者が火元責任者とする。

（２）改装等の工事に伴う火気使用については、防火管理者の指示を受ける。

（避難施設等の遵守事項）

第８条　火災予防、避難施設等の維持管理のため、次の事項を遵守する。

（１）階段、廊下には物品を置かない。

（２）避難経路となる部分は常に整理整頓し、避難の支障にならないようにす

る。

（３）非常口等は、常に容易に開放できるよう維持管理をする。

（４）防火戸は、常に閉鎖障害がないよう維持管理する。

（施設内における喫煙）

第９条　喫煙については、次の事項を遵守しなければならない。

（１）喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は行わないよう注意する。

（２）喫煙管理について常に注意するとともに、吸殻は一定場所に集め、決め

られた金属性容器に入れる。

（防災教育及び各種訓練）

第10条　防災教育及び各種訓練は、次に基づいて行う。

（１）随時または従業員採用時には必要な防災教育を行う。

（２）訓練は年(　　)回以上実施する。（訓練実施月、　　　　　　　　　）

（３）訓練は消火訓練、通報訓練、避難訓練とする。

（４）２方向の避難経路を確認する。

（５）特定防火対象物の訓練実施時にはあらかじめ消防本部へ連絡する。

（６）非特定防火対象物が訓練を実施した場合は消防本部に書類提出する。

なお、通報訓練を実施する場合は事前に消防本部へ連絡する。

　　　（594-1118 予防課予防係 ）

（７）訓練を実施した結果、消防計画が実状にあわない場合は直ちに作成し直

すとともに消防本部に届け出る。

（火災の覚知及び通報）

第11条　火災の発見及び１１９番通報は、次のとおりとする。

（１）火災を発見した者は大声及び非常ベル等で周囲の者に知らせる。

（２）火災発生の旨を事務所に連絡するとともに、従業員は施設内の放送で全

館に連絡する。

（３）自動火災報知設備のベルが鳴った場合は、火災が発生しているものとし

て対応する。

（４）１１９番通報内容を記載した用紙を電話の近くに貼っておく。

（初期消火活動）

第12条　初期消火活動については、叩き消し、水バケツ、消火器（消火器の使用

は天井着火までとする。）等を使用し、現場確認にいく場合は、必ず消火器を

持っていく。

（中期消火活動）

第13条　消火器等による初期消火を逸した場合は、自衛消防組織により消火班が

次のとおり実施する。

（１）屋内消火栓設備（屋外消火栓設備）の放水態勢をとり早期に使用する。

（２）屋内消火栓設備（屋外消火栓設備）のホースのねじれ、折り曲げ等に注意する。

（３）消火活動のタイミング及び消火にあたる人の安全を指揮者は十分考慮する。

（避難誘導）

第14条　避難誘導については、次によるものとする。

（１）大声又は放送設備で全館に火災の状況、避難方向を指示するとともに、

避難誘導者はリーダーシップを発揮して的確に避難行動を指示する。

（２）避難誘導者を避難経路となる各扉に配置し、パニックが起こらないよう

的確に避難行動を指示する。

（３）避難誘導班の各責任者は、逃げ遅れ者の確認を行う。

（４）エレベーター前に誘導員を配置して使用禁止を徹底する。

（５）夜間の避難誘導については、当直責任者が自衛消防隊長として従業員等

を指揮監督し、危険度の高い場所から順次迅速かつ、安全に避難誘導を行

うものとする。

（６）避難経路図については別紙のとおりとする。

（震災時の対策及び活動）

第15条　震災時の対策及び活動は、次のとおりとする。

（１）建物、建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物件の倒

壊、転倒、落下の防止策を講じておく。

（２）震災時の活動は第５条に基づくものとする。

（３）震動終了後は次の点検を行い、必要により二次災害の防止措置を実施す

る。

　　　＊　漏電による火災の有無

　　　＊　ガスボンベの転倒、ガスの漏えい・爆発の有無

　　　＊　危険物の漏えい・爆発の有無

（放火防止対策）

第16条　放火防止のため次の事項を遵守する。

（１）建物の周囲には可燃物を放置しない。

（２）死角となりやすい廊下、階段室、洗面所等の可燃物は整理整頓又は除去

　　する。

（３）主たる使用場所以外の物置、空室、雑品庫等は施錠する。

（４）不審者に対する監視を強化する。

（テナント等との連携）

第17条　管理権限が異なる事業所間（露店商を含む）においては、防火管理上必

要な事項を定め、相互に連絡し協力する。

（工事中の防火管理）

第18条　増築、改築、模様替え等における工事中の防火管理については、火気規

制、危険物取扱の規制、工事終了後の火気管理等を重点とした消防計画を別に

作成し消防本部に提出する。

（消防機関との連絡等）

第19条　防火管理者は、次の事項等について消防本部と連携を密にするものとす

る。

（１）消防計画の内容に変更が生じた場合

（２）建物や諸施設を変更しようとする場合又は変更した場合

（３）訓練指導等の要請

（４）その他必要な事項

　この消防計画は、　　　　年　　　月　　　日から実施するものとする。

　　 　（ 通常　夜間・休日等 ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛消防隊長 | 任　　　　　　　務 | 担　　　　　　　　　　当 |
|  |  |
|  | １１９通報係 |  |
|  |  |
| ※関係者連絡係 |  |
| ※ |  |
|  |  |
|  |  |  |
| 屋内消火栓係 |  |
|  |  |
| 自衛消防副隊長 |  |  |  |
| ※ |  |
|  |  |
| ※ |  |
| ※消防隊誘導班 |  |
| ※ |  |
| ※ |  |
| ※ |  |
| ※ |  |
|  |  |

　(注１)　時間帯により勤務人数が異なる場合は、勤務形態毎に自衛消防組織表を作成すること。

　(注２)　※については、人数に余裕がある場合に記入すること。

　(注３)　担当の割当てについては、業務担当部署毎に任務を割当てる方法等により複数となるようにすること。